

今冬の大雪等による農業被害緊急対策パッケージについて (12/25既発動分+追加発動分)

<<追加発動分の基本的な考え方>>

- 今冬の例年のない豪雪等に対応し、緊急対策として実施
- 政府の支援策を最大限活用し、その対象外となる部分を市町村・JAと協調して重点的に支援
- 農業関係者からの要望に寄り添い、これまでの支援状況を勘案し最大限実施

12/25県単発動分

政府の支援パッケージ

追加発動分

	農業用ハウス損壊等の復旧 (標準的な野菜ハウスの場合)	耐用年数超過	撤去費用	融雪剤散布支援	農作業道除雪	
地域の 中心的 担い手	<p>政府の支援パッケージ (2/2公表)</p> <p>強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (地域担い手育成支援タイプ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の中心的担い手 (人・農地プランの中心経営体等) に限定 ○補助率 農業共済の国庫負担分と併せ1/2※ (補助のみの場合3/10) <p>※農業者の負担軽減の観点から国庫補助への嵩上げを実施 嵩上げ率：県1/6、市町村1/12 (R2豪雨と同率) ⇒ 国庫補助と併せて補助率最大75%</p>			<p>山形県 パッケージ (既発動分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助率 1/3 (県1/4・市町村1/12) 	<p>政府 パッケージ (2/2公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助率 1/2 	<p>山形県パッケージ (追加発動分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村管理外の農作業道除雪を対象※ ※多面的機能交付金が活用可能な地域は原則対象外 ○補助率 3/4 (県・市町村・JAグループ 各1/4)
その他の 農業者	<p>持続的生産強化対策事業 (産地緊急支援対策) ※国直接採択事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3戸以上の農家が対象・規模拡大やハウスの補強等が条件 ○補助率 資材費の1/2 					
	<p>山形県パッケージ (既発動分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐用年数内を対象 ○補助率 1/2 (県1/3・市町村1/6) 			<p>山形県パッケージ (追加発動分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政府の支援対象外の農業者を対象 ○補助率 3/10 (県・市町村・JAグループ各1/10) 		



今冬の大雪等による農業被害緊急対策パッケージについて

1 趣旨

今冬は度重なる豪雪や暴風雪に見舞われており、樹園地における枝折れ、パイプハウス等の損壊をはじめとする農業被害が拡大し、被災農業者の営農意欲の低下、ひいては農業生産の減退が懸念されることから、令和2年12月25日付けで発動した県単独災害対策事業等の従来の支援策に加え、市町村と連携・協調した「今冬の大雪等による農業被害緊急対策パッケージ」を新たに講じる。これらの対策により、被災農業者の営農意欲の低下を防止し、農業生産の維持向上を図る。

2 緊急対策パッケージの内容

(1) 山形県農林水産物等災害対策事業

損壊したパイプハウス等の撤去や耐用年数経過後のパイプハウス等の復旧を支援

○内容

① パイプハウス・果樹棚の復旧等

ア **損壊物撤去【追加発動分】(補助率：県 1/10、市町村 1/10、J A 1/10)**

イ 復旧(耐用年数内)【既発動分】(補助率：県 1/3、市町村 1/6、J A 任意)

ウ **復旧(耐用年数外)【追加発動分】(補助率：県 1/10、市町村 1/10、J A 1/10)**

② 農薬の購入【既発動分】(補助率：県 1/3、市町村 1/6、J A 任意)

③ 補植用苗木の購入【既発動分】(補助率：県 1/2、市町村 1/4、J A 任意)

④ 融雪剤の購入【既発動分】(補助率：県 1/4、市町村 1/12、J A 任意)

○実施主体

農業協同組合、農業法人、農業者等

(2) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金【追加発動分】

被災した地域の担い手が、被災した農業用ハウス等の再建・修繕等を行い、農業経営の改善に取り組む場合に経費を助成(被災施設の撤去を併せて行う場合は、当該撤去も含む)

○内容

助成対象者：適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等

助成の内容：

ア 農業用ハウス(パイプハウス)の撤去・再建・修繕(補助率：国 園芸施設共済加入者は共済金の国費相当額を併せて1/2相当、園芸施設共済未加入者は1/10~3/10)

イ 農業用ハウス(パイプハウス)の補強(補助率：国 3/10)

ウ 農業用機械の修繕・再取得(補助率：国 3/10)

※ 嵩上げ補助率(ア~ウ)：県 1/6、市町村 1/12

○事業実施主体

市町村

(3) 農作業道除雪緊急支援事業【追加発動分】

樹園地における枝折れや果樹棚・パイプハウス倒壊等の被害の未然防止、被災農業用施設等の早期撤去・復旧等につなげるため、農作業道の除雪費用を緊急的に支援

○内容

農作業道（管理組合等が管理するものに限る。）の除雪に要する費用（業者委託料、除雪機械リース料）（補助率：県 1/4、市町村 1/4、JA 1/4）

※ 市町村が管理する一般農道や、樹園地内等において農業者が単独で管理する通路は対象外とする。

※ 多面的機能支払交付金の活用が可能な地区については原則対象外とする。

○実施主体

農業協同組合、農業法人、農業者の組織する団体、土地改良区

(4) 山形県農林漁業天災対策資金及び山形県災害・経営安定対策資金【既発動分】

倒壊したパイプハウスの復旧や枝折れした果樹の防除、融雪遅延対策のために必要な資金を無利子で融通

① 山形県農林漁業天災対策資金

○資金使途： 種苗、肥料、薬剤購入費、融雪剤購入費、資材購入費（パイプハウス等の簡易な施設の資材）等の運転資金

○貸付利率： 0.75%（県と市町村との利子補給により0.75%まで引き下げ。融資機関が0.75%引き下げて無利子で貸付。）

○償還期限： 3～6年（据置期間なし）

② 山形県災害・経営安定対策資金

○資金使途： 農業用施設等の原状復帰費用

○貸付利率： （1）に同じ

○償還期限： 10年以内（うち据置期間3年以内）

【問合せ先】○上記2（1）（3）に関すること

農林水産部農政企画課

課長補佐 庄司 壮哉 TEL023-630-3659

○上記2（2）（4）に関すること

農林水産部農業経営・担い手支援課

課長補佐 木内 真一 TEL023-630-3108

【報道監】農林水産部次長 星 里香子